

南宋における馬草・馬料の調達について

畑 地 正 憲

1、はじめに

1126年、金軍に首都開封府を包囲された宋は、金に対する領土の割譲（中山、河間、太原の三鎮20州の地）と賠償（金五百両・銀五千両・牛馬一万頭・表段百万疋）などの厳しい条件で和約を締結した。しかし、宋側で主戦派宰相の李綱が復帰し、勤王軍が領土保全を画策するに及び、金の太宗は、宋の違約を口実に再戦の軍を起こし、首都開封府を40日間包囲したのち陥落させ、宋の上皇徽宗、皇帝欽宗及び皇妃・皇族以下三千人に及ぶ多数の人質と金銀・宝物などを剽掠して北歸した。所謂「靖康の変」である。翌年、金は、河南の地を境界として傀儡政権である大楚国を建て、張邦昌を帝位に即けた。この間、金の南侵に抵抗する宋人は、義軍を起し、難を逃れていた欽宗の弟の康王構を推戴して、応天府において皇帝位（高宗）に即けた^(註1)。1128年に至ると、宋が金領域の漢人・契丹人らを招誘する計画（密書）が発覚し、金の対宋討伐強硬策が実行された。金軍は破竹の勢いで山東・河南・陝西の三路へ進軍し、宋の高宗は海路で温州へ逃れた。次いで、金軍の北歸を待って高宗は越州へ移り、1132年に至って杭州（臨安府）に首都（行在）を定めた。北歸した金は、1130年9月に淮水以北の地を以て傀儡国家の齐国（首都開封府）を建て、劉豫を皇帝位に冊立した。ここに至って、淮水の南北地域を国境地域界として齐（金）と宋（南宋）とが軍事的緊張関係を以て、南北に対峙することとなった。

金国との軍事的緊張関係下における南宋の防衛体制は、国初においては勤王義軍団に依拠した鎮撫使体制、次いで紹興11年（1141）以降の対金和平期において整備された総領所の軍需補給に支えられた大軍制に特徴付けられるものであった^(註2)。このような南宋の辺防体制下において、金軍に対抗できる強力な精鋭軍団としての騎馬軍団の整備・充実は必須なものであった。騎馬軍団の維持には、戦馬の確保と共に飼料である馬草・馬料の調達・補給を組織的に遂行することが緊要であった。騎馬軍団にとって必需物資である馬草・馬料の調達・補給に関する実態及び問題を考察することが、本稿において論及する目標である。また、本稿を考究することによって、筆者が先考した北宋時代における馬草等の調達問題^(註3)と併せることによって、宋代における草（馬草を中心として）の調達及び商品流通の問題についての大系化を意図するものである。

2、南宋初の国防体制（私兵義軍体制から国軍大軍体制へ）

所謂「靖康の難」以後、南宋朝廷においては、拉致された徽宗・欽宗・皇妃ら人質の奪還と金に奪われた河北の失地回復とが国家的命題となり、その手法をめぐる主戦論と和平論とが対立した。当初は華夷の名分を強調する宋学派の主張に支えられた主戦論が優勢であり、文官としては胡銓、趙鼎、張九成、曾開、呂頤浩らがあり、武官としては李綱、宗澤、岳飛、韓世忠、王庶、張俊、劉世光、呉玠、呉玠らがあった。主戦論武官の多くは、郷土防衛軍の有力武将から身を起し、国軍を組織していなかった南宋朝により勤王義軍団の武将として安堵・任用されたものであった。従って、配下の軍団は、私兵集団として編成されたものであったが、統率武将が鎮撫使・宣撫使などに任用されて勤王義軍として安堵されると、有力武将の軍閥的集団となった^(註4)。国防体制が確立していない南宋初期に於ける鎮撫使・宣撫使体制は、流匪招集と内乱防止、国土防衛と国軍編成、旧領回復と和平条件などの諸課題を推進するために有為な意義をもっていた。

建炎4年（1130）年10月、金国に拉致・抑留されていた秦檜が帰国し、礼部侍郎に任ぜられ、ついで宰相に登用されると、金国との和平交渉が積極化した。しかし、主戦論者の和平反対と弾劾によって、秦檜は相位を退いた。紹興7年（1137）正月に徽宗死去の報を得た高宗は、徽宗の梓宮と生母韋氏の帰還を実現するために、金国との和平を実現することが必要として秦檜を宰相に再起用した。秦檜は王倫を使節として派遣して、翌年（1138）12月、①宋皇帝は金皇帝に臣礼を取ることを、②宋は金に歳贈として銀25万両・絹25万匹を提供すること、③金は宋に対して河南・陝西の地（撻懶の領地を除く）を返還すること、という条件で和議が成立した。しかし、翌年（1139）3月になると金国内において、主戦派の宗幹・宗弼らによる講和推進派の撻懶・宗磐らの肅正という政変が起こり、宋・金和平約定は破棄された。金軍は宋に返還した河南・陝西の地の奪還を目指して長安・開封を占領して南下を計った。これに対して韓世忠・張俊・岳飛・呉玠らの軍閥的武将に率いられた宋の勤王義軍は局地戦で勝利を収め、淮北への進撃態勢を強めた。しかし、紹興11年（1141）4月、高宗は突然に諸武将らの召還命令を発した。このため淮北は金軍の領有に帰した。

諸武将を召還した宋朝は、論功行賞を実施し、韓世忠と張俊とを枢密使に、岳飛を枢密副使に任用した。ついで諸武将が統括・指揮していた勤王義軍団を中央正規軍団である大軍に編成替えて、中央軍団の整備・充実を実現した。さらに11月、主戦論の急先鋒である岳飛が、謀反容疑で投獄・獄死するに及び、諸武将と勤王軍団との私的関係は分断され、兵権の中央集中化が急速に進展していった。ここに至って、秦檜を中心とする宋金和議の機運は強まった。一方、金国においても熙宗皇帝を補佐すべき宗室（宗弼のみ健在）・功臣・武将が相次いで死去し、さらに背後の遊牧集団への防御も疎かにできなくなり、対宋関係における和平機運が高まっていった。宋

金両国の関係修復の機運によって、紹興11年11月、①淮水の中央線をもって境界とすること、②宋は金に対して臣礼を守ること、③宋は金の生誕（皇帝の誕生日）と元日には祝賀の使節を派遣すること、④毎春、宋は歳幣として銀25万両・絹25万匹を金に贈ることが条約として締結され、さらに国境に榷場を設置して交易を行うこととなった^(註5)。翌年（1142）、金は、徽宗・鄭后らの梓宮と韋后とを宋に返還し、康王（高宗）を宋皇帝として誓詔を送った。

以上の宋金関係の推移によって、南宋の軍政に変化が見られた^(註6)。国初、諸武将によって私的自衛義軍として編成・統率された勤王軍団の軍需は、自給自足的であった。しかし、国軍としての大軍制が整備・拡充されることによって、都統司統属の辺境軍団と三衛司統属の首都防衛軍団とが編成され、軍団維持に必要な軍需は、国庫よりの公的負担となった。これら国軍の軍需補給に関わった機関として総領所が設置された。総領所の萌芽は、1127年（靖康末）、随軍転運使梁揚祖を総領措置財用に任用したことに始まり、1130年（建炎末）、張浚が趙應祥を総領四川財賦に登用し、1131年（紹興初）、太府司農卿の官に総領の官名を付与している。ついで1141年（紹興11）5月、総領官に朝臣を専一報発御前軍馬文字という官名で任用し、江上の諸軍の軍需に当らせて、淮東総領（鎮江府）、淮西総領（建康府）、湖廣総領（鄂州）の3総領所が成立し、1145年（紹興15）に四川総領（利州）が設置されて、四総領所体制が整った。

南宋の国軍としての大軍は、必要な軍需経費を国庫から支出され、必要物資、特に軍兵へ支給された軍糧は総領所が確保し、補給した。このことは、『景定建康志』巻39・武衛志2の条に、
御前軍は都統制司に隸する。兵は5万人、馬は5,087疋なり。錢糧は淮西総領所の幫給するところに係る。

とあり、『宋会要輯稿』・食貨 40-54・市糶糧草・乾道9年（1173）閏正月26日の条にも、
兩浙・江東西・淮東・湖北・京西路轉運司、淮東西・湖広総領所が収買すべき諸軍の經常の馬草は、通年の実認の本色の数目に據り、各々の管屬する路分の州軍に見椿する朝廷の草内において、先次して收撥して、応副し支用せよ。

とあり、諸軍団への物資補給は、路分の轉運司と共に総領所の主要任務であった。

南宋の大軍の配置について、『建炎以来朝野雜記』甲集18・紹興内外大軍数、乾道内外大軍数の条によってまとめると〔表1：大軍配置兵員表〕のようになる。南宋の大軍は、歩兵と騎兵と水軍・海軍などによって構成されている。大軍に支給すべき軍需の大宗は、軍兵に手当てとして毎年支給する糧食・軍衣、軍馬への馬料・馬草、戦時の臨時支出、戦具等の製作・補修経費、その他雑費であった。次に、本稿の主題である騎馬軍団に不可欠な軍馬への馬料・馬草の調達の実態について考察する。

| 軍 団 名 | 紹興軍兵数 | 乾道軍兵数 | 総領所 | 旧軍閥 | |
|-------|-----------|---------|--------|-----|-------------------|
| 三 衛 | 殿 前 司 | 72,800 | 73,000 | 楊 斥 | |
| | 馬 軍 司 | | 30,000 | | |
| | 歩 軍 司 | | 22,000 | | |
| 江上大軍 | 建康都統司 | 121,600 | 50,000 | 淮 西 | 張 浚 |
| | 池州都統司 | | 12,000 | | |
| | 鎮江都統司 | | 47,000 | 淮 東 | 韓世忠 皇甫周 |
| | 江州都統司 | | 10,000 | | |
| | 楚州都統司 | | 11,000 | | |
| | 平江水軍 | | 7,000 | 湖 廣 | 劉光世 岳 飛 劉信叔 |
| | 鄂州都統司 | | 49,000 | | |
| | 荊南都統司 | | 20,000 | | |
| 四川大軍 | 興州都統司 | 不 明 | 60,000 | 四 川 | 吳 介 |
| | 興元都統司 | | 17,000 | | |
| | 金州都統司 | | 11,000 | | |
| 合 計 | 194,400+X | 419,000 | | | |

『建炎以來朝野雜記』甲集18・紹興内外大軍数、乾道内外大軍数の条

[表1：大軍配置兵員表]

3、馬料・馬草の調達量

1)、諸路分における馬料・馬草の必要量（消費量）

宋代に於ける馬料として使用した穀類は大麥・小麦・稻子・豆類などであり、馬草として主に用いたものは、稻藁を乾燥させた稗草・水生の茭草などであった。軍馬1疋が1日に消費する馬料は7升、年間消費量25,2石であり、馬草は1日消費量0.7束、年間消費量252束であった^(註7)。以上の基本数に立って考察すると、軍馬数が判明すれば必要とする馬料・馬草の総数が明らかとなり、逆に馬料・馬草の総量があれば養育できる馬匹数が明白となる。即ち、『宋会要輯稿』食貨40-18・市糶糧草・紹興3年(1133)7月24日の条に所載する都督府と宣撫使とに支給すべき馬草に関する兩浙轉運副使梁汝嘉の上言によると、

都督府に毎月必要な馬草は23,322束であり、每束の価銭は50文であるので、代価の合計は1166貫100文となる。宣撫使に毎月必要な馬草は96,414束であり、每束の価銭は60文であるので、代価の合計は5,784貫840文となる。以上、毎月支出すべき草数合計は119,736束であり、価銭は6,950貫940文となる。兩浙轉運司をして6月分をまとめて応付・支遣せしめている。所で嘗て劉光世軍団が毎年使用した馬草は713,000余束であり、每束50文であったから価銭合計は46,300余貫となる。半年で23,000余貫の必要経費となり、一半は現銭を支給し、他の一半は轉運司より貼助していた。現在の都督府・宣撫使に毎月支出する草・銭を

劉光世の時と比較すると、現在のものは倍多に至っている。この草・錢の發給は劉光世の例に依って、一半は現錢を支給し、他の一半は朝廷より貼降・応付するように。

としている。この上言に対する詔では、「一半の価錢については、兩浙轉運司をして浙西の州軍が支發すべき經制添酒錢内より取發・応支すること」となった。上記の上言に依ると、都督府と宣撫使とが一年間に必要とする馬草額は1,436,832束であり、馬草購入代価は83,411貫280文となり、劉光世時代の一年間に必要とした馬草713,000余束・価錢46,300余貫と比較して倍加している。ちなみに、都督府と宣撫使とが必要とした馬草量で試算すると、養育できた戦馬数は約5,700余疋（都督府1,110余疋、宣撫使4,590余疋）となる。馬一疋が消費する馬草と馬料とは比例するから、兩司所属の戦馬が年間で必要とした馬料額は約143,700余石となる。『宋会要輯稿』食貨40-35・市糶糧草・隆興元年（1163）7月25日の条によると、紹興23年（1159）閏6月4日の指揮に準拠し、各路分において馬料を糶買（1石の代価2貫文）して集蓄（安頓）すべきことを上言して許可されている。その内容は、[表2：隆興年間諸路分馬料糶買量表]のようになっている。糶買された馬料額によって給食できる馬数は、数量が明らかなもので約41,700疋分になり、数量不明分を考慮すると、42,000疋分を越える馬料が糶買されたと考えられる。

また『宋会要輯稿食貨40-52・市糶糧草・乾道7年（1171）5月13日の条によると、江、淮、

| 調達路分 | 糶本額 | 馬料額 | 收蓄地 |
|----------------------------------|-------------|-------------|----------|
| 浙西 | 800,000貫 | 400,000斛 | 平江、鎮江、常州 |
| 江東 | 600,000 | 300,000 | 建康、太平、池州 |
| 江西 | 400,000 | 200,000 | 江州 |
| 湖南 | 200,000 | 100,000 | 鄂州、岳州 |
| 湖北 | (100,000) | 50,000 | 安德 |
| 荆南 | ? (額不明) | ? (左同) | 荆南 |
| 京西 | ? (額不明) | ? (左同) | 鄂州、襄陽 |
| 合計 | 1,800,000+? | 1,050,000+? | |
| 『宋会要輯稿』食貨40-35・市糶糧草・隆興元年閏7月25日の条 | | | |
| 湖北路の糶本額に()を付したのは去歳支降本錢である。 | | | |

[表2：隆興年間諸路分馬料糶買量表]

兩浙、湖南・北、京西の州軍では、今年の二麦が豊稔であるので大麦を收糶して馬料の支遣に椿充するという中書門下の奏上が許可されている。その馬料として椿充する大麦の收糶の内訳は、[表3：乾道年間諸路分馬料糶買量表]のようになる。

表3の乾道の收糶量53万斛（石）を以て給食可能な馬数は、約27,780余疋である。路分ごとの就食可能馬数は、7万石を收糶する所で約2,745疋、8万石の收糶で約3,137疋、10万石では約3,968疋となる。表3の乾道の收糶によると、1斛（石）当たりの糶買価格は約1.5貫（緡）と

なり、表2の隆興の收糶における糶買価格1石=2貫より低価に抑えられている。收糶は市場価格に照らして実施されており、穀価を左右する作柄の豊凶による違いであろう。また、收糶量においても收糶を行う状況の差異を反映していたのであり、表2の隆興の收糶は収獲の不安定さを考慮して必要量を超える馬料の集蓄量（4万疋分以上）の安定を図るものであり、表3の乾道の收糶は豊作状況を反映して必要最少量の馬料確保（約3万疋分）を意図していたのであろう。

| 調達路分 | 担当官 | 糶本(会子) | 馬料(大麦) | 糶本財源 |
|------|-----|----------|---------|---------------|
| 淮南 | 徐子寅 | 105,000貫 | 70,000斛 | 鎮江府樁管会子 |
| 浙西 | 胡堅常 | 105,000 | 70,000 | 鎮江府樁管会子 |
| 浙東 | 沈夏 | 109,000 | 70,000 | 提領南庫会子 |
| 江西 | 趙善俊 | 105,000 | 70,000 | 建康府樁管会子 |
| 江東 | 張松 | 105,000 | 70,000 | 淮西総領所兌換第三界新会子 |
| 湖北京西 | 呂游問 | 150,000 | 100,000 | 鄂州兌換第三界新会子 |
| 湖南 | 司馬倬 | 120,000 | 80,000 | 鄂州兌換第三界新会子 |
| 合計 | | 799,000 | 530,000 | |

『宋会要輯稿』食貨 40-52・市糶糧草・乾道7年5月13日の条

〔表3：乾道年間諸路分馬料糶買量表〕

淮西総領所が置かれた建康府の場合、前引の『景定建康志』巻39・武衛志2の条によると、都統制司に所属する御前軍の軍馬5,087疋の外に、建康府に移屯する侍衛馬軍5万騎（実額兵員数2万8千人）の軍馬4,600疋があり、合計9,687疋の軍馬が配置されていた。建康府に配属されている軍馬9,687疋に供給すべき馬草量は約244万1千余束となり、馬料額も約24万4千余石となる。この軍馬に供給すべき飼料に関連して、『景定建康志』巻40・田賦志・税賦・秋料管催の条には、穰草167,000束（管県の上元・江寧・句容・溧水・溧陽5県の本色正草94,886束が含まれている）と折草・豆錢23,682貫857文18界（錢・會中半）とがあり、5県分の夏料管催の小麦の税額として3,061石1斗2升2合（1,061石1斗2升2合は各県の酒務の糶用に使用する）とがあった。また同書巻41・田賦志・営租の条に、総領所に納付される営租として錢會4,420貫552文と共に、大・小麦56石8斗4升2合2勺と馬料13,871石9斗8升5合4勺が計上されている。税額として徴収できる馬料・馬草の量額では必要量を到底賄うことはできない状況であり、税収以外の方法で必要量の馬料・馬草を充足しなくてはならなかった。

南宋の大軍が集中的に配備されていた所は、淮水から西方の大散関に至る国境線の要衝（この重点地に総領所が設置された）と首都臨安府（行在）とであった。つぎに首都臨安府における馬草・馬料の必要量を考察する。

2)、首都臨安府（行在）の馬草・馬料の必要量

南宋の首都臨安府（杭州）は、対金防衛線である長江に配置した国防軍の支援基地であると共に、長江防衛線が破られると前戦地となり、平常時にあっても軍事的緊張下に置かれていた。このため精鋭軍団としての騎馬軍団が常時的に配置されており、戦馬が消費する飼料としての馬料（穀物）と馬草とを安定的に調達し、補給しなければならなかった。『建炎以来朝野雜記』卷15・甲集・財賦・行在諸軍馬草の条には、

行在の諸軍の馬草は、毎年、360萬束を計る。毎束、戸部が本錢百文を降し、浙西漕司に下して、諸州において収買する。共せて16萬緡は、榷貨務見錢関子を以てし、20萬緡は、本部窠名錢を以てし、科降した。紹興31年には、殿前司が既に酒坊を65献じ、戸部が因りて、その淨息錢36萬緡を以て、専ら馬草本錢に充て、さらに通年に降すべき本錢も以て、馬料を收糴せんことを請うた。之を従した。おおよそ馬草・料錢は約70餘萬を計するなり。

とある。本史料によると、行在臨安府に配置されていた軍馬が消費する馬草量は、毎年、360萬束であり、1束当たり100文を支払っている。支払い経費の総額は、36萬緡である。この支払い経費の財源は、榷貨務見錢関子から16萬緡を、本部窠名錢から20萬緡を支出するものであった。この財源に加えて、紹興31年（1161）には、酒坊65の淨息錢36萬緡を支出し、馬草と馬料との収買代金総額は70餘萬緡となっている。360萬束の馬草で飼育できる軍馬の数は、約14,400匹となる。また、南宋の行在で消費される馬草量及び馬草購入代金について、『建炎以来繫年要録』卷188・紹興31年（1161）2月庚申の条によると、領殿前都指揮使職事の趙蜜が本軍酒坊66を戸部に帰し、2日後に、同安郡王の楊存中が私家撲買酒坊9と酒本醸具との錢額合計金72萬緡を献上したことを記録した後に、

是において、歳通して息錢80萬緡有奇を收す。その半を以て行在諸軍の馬草の費となす。時に諸軍は日々芻萬束を費し、率ね錢として千緡になる。

とある。この時、行在が得た收息錢が80萬緡余有り、その半ばの40萬緡程度が、行在諸軍の馬草購入の経費に充当されている。諸軍が一日に消費する馬草量は、1萬束であり、その代価は1千緡とされている。一日当たりの消費馬草1萬束、代価1千緡とすると、年額として消費馬草約360萬束、購入代金36萬緡となり、行在の收息錢より馬草購入経費として支出された40萬緡とほぼ一致する。この時、行在で購入した馬草一束当たりの代価は百文となるが、北宋末の馬草の市場価格は、50～60文であり、南宋初の穀物主要生産地である両浙地方の平均的草価も50～60文であった^(註8)。宋金和議が確定し（1141年11月）、中央軍団である大軍による行在臨安府の防衛体制が確立して後、行在常駐の騎馬軍団が消費する馬草の購入代価は2倍に高騰していたこととなる。なお、一日当たり消費馬草1萬束で飼育できる軍馬数は、約14,300匹となり、行在諸軍馬草によって前述した軍馬数とほぼ一致する。紹興31年に行在臨安府において收息錢を馬草收糴の資金源としたことは、以後においても継承されており、『宋会要輯稿』食貨 40-41・乾道元年

(1165) 7月10日の条の両浙運判姜誥の上言によると、

本司(両浙轉運司)が毎歳において、戸部が殿前、馬歩、三司並びに御馬、良馬、騏驎院並びに(臨安府界の)餘杭・南蕩兩監に科撥したる馬草のまさに用うべき本錢は、紹興31年4月29日の指揮を承けて、殿前司が献納した酒息錢を取撥して、本錢に充ている。あらゆる乾道元年に用うべき馬草錢は、乞う、すでに指揮を降して酒坊息錢、或いは科撥された実有の窠名錢を取撥して、応副支遣せん。

とあり、この上言に対する詔では、

今年の馬草の用うべき本錢は、戸部より実錢数を三衙の酒坊息錢に取り、内、殿前司は四分、馬・歩軍司は各々三分として取撥して本に充てて収買せよ。

とあることによって、馬草收糶のための糶本錢に酒坊息錢を継続的に充当していたことを確認できる。

行在諸軍の軍馬14,300疋に対する馬料の調達について、『建炎以来繫年要録』卷179・紹興28年(1158)6月辛丑の条の詔に(史料の[]内は割注である)、

戸部が両浙轉運司に科降したる收糶馬料錢は、的實の窠名を以て支破せしむ。時に行在及び鎮江府は歳ごとに馬料80餘萬を用う。[行在は65萬、鎮江府は16萬2千なり]。その43萬石は、営田の夏税を以て兌糶し、及び轉運司は管認せよ。餘の38萬石は、本司が場を置きて収買せよ。而して戸部は本錢44萬緡を降して之に予えよ。轉運副使李邦獻等が、降す所の本錢の内に、未だ指擬すべからざるの錢12萬緡ありと言う。故に是の旨あり。

とある。本史料によると、両浙轉運司をして收糶させる馬料の代金は窠名錢を充てている。毎歳收糶すべき馬料数は、行在臨安府分65萬石と鎮江府分16萬2千石との合計80余萬石であった。この收糶馬料80余萬石のうち、43萬石は営田の夏税を兌糶し、残りの38萬石については44萬緡(貫)を糶本として収買している(1石当たり約1.15貫の糶買価格となる)。80萬石の馬料では約31,450疋の馬が就食可能であり、行在臨安府の就食可能馬数は約25,800疋、鎮江府の就食可能馬数は約6,430疋となる。

4、馬料・馬草の調達地と調達方法

馬料と馬草の調達は、農業生産物の調達である。南宋における農業先進中心地は両浙地方であり、農業生産物の調達において両浙地方が重要な位置を占めていた。このことは、前述したところに徴すると、両浙轉運司が重要な役割を担っていたことによって、馬料・馬草の糶買において両浙地方の重要性を確認できる。しかし、馬料と馬草の調達地域と調達方法には若干の差異があったのであり、この点について以下で考察する。

馬料として主として調達された麦類は、南宋の版図においても（広南東・西両路を除き）広く栽培・収穫されていた。長江の上・中流域の陸田では麦作地帯が広がり、中・下流域では水田においても稲作の裏作として麦栽培が普及し、稲と麦或いは豆・粟と麦という二毛作地帯が広がった。麦の栽培は、旧暦の8、9月が播種期であり、翌年の4、5月が収穫期であり、租税用・食糧用・糶加工用・飼料用（馬料）など用途が広く、南宋の農業生産における重要な農作物となった^(註9)。

南宋における麦栽培の普及・発展を踏まえると、馬の飼料としての有力な馬料調達方は、租税として確保することであった。『宋会要輯稿』食貨40-32・市糶糧草・紹興30年（1160）9月4日の条の戸部の上言によると、

外路の諸大軍の歳用の馬料は、江・浙・湖南の路の見管の和糶を契勘するに、米斛を到すの數多し。欲わくば逐路の轉運司に令し、年額の上供米の内において馬料に折納せしめん。とあり、上供米の内から年例に依りて料に折納する外、さらに馬料へ折納せしめて指定地に納付させている。納付された馬料は、総領官が拘催し、椿管することが許可されている。その状況は、[表4：上供米折納馬料表]に示す状況である。両浙路の折納分は淮東総領所管轄へ、江東路のものは淮西総領所管轄へ、江西路のものは湖廣総領所管轄へそれぞれ分割納付して馬料に充当している。表4では、上供米を馬料に折納する場合の比率が1対2であるが、『宋会要輯稿』食貨40-30・市糶糧草・紹興29年（1159）6月24日の条の、中書舍人兼樞密院都承旨洪遵の上言によると、両浙路の平江府・湖州・秀州では秋成期に苗米1石を馬料用大麦1石5斗に折しており、折納の比率は1対1.5であり、地域・時期などによって折色比率には若干の差異が見られた。また、『宋会要輯稿』食貨40-37・市糶糧草・隆興2年（1164）8月3日の条の戸部の上言によると、外路諸軍の歳用馬料として上供米20万5千石を馬料45万石に折納（比率1対2.2）することになっているが、

今歳、浙西・江東の田畝が水傷に合っているので、あらゆる隆興2年分の折納すべき馬料はさらに折納しないように。欲わくば、毎石、1貫文省を以て本錢30万貫を供支し、両浙・江東、西路轉運司をして、沿流の出産の州軍に分撥し、場を置いて市価を以て時勢に応じて收糶せしめる。

| 路分 | 上供米額 | 折納米額 | 折納馬料額 | 分割納付府州 [納付額] |
|----|------|------|-------|------------------------|
| 兩浙 | 85万石 | 10万石 | 20万石 | 平江府 [10]、鎮江府 [10] |
| 江東 | 85 | 8 | 16 | 建康府 [10]、池州 [4]、宣州 [2] |
| 江西 | 97 | 8 | 16 | 鄂州 [10]、荊南 [6] |

『宋会要輯稿』食貨40-32・市糶糧草・紹興30年9月4日の条

[表4：上供米折納馬料表]

とあるように、折銭（1石＝1貫文省）して收糶（糶本30万貫：当時の馬料市価1石2貫として15万石收糶可能）することが許可されている。糧食と同じく馬料も市価を以て收糶によって調達されることは、北宋時代から見られ、南宋になると一層活発化するのである。前出の表2、表3も馬料收糶の事例であるが、馬料收糶は南宋初より実施されており、『宋会要輯稿』食貨40-15・市糶糧草・紹興3年（1133）4月9日の条の戸部尚書黄叔敖の上言には、江浙荆湖廣南福建路都轉運司張公濟と兩浙轉運副使梁汝嘉とが、旨を被りて空名の官告を給降されて浙西の州軍において勧誘して米50万石・馬料15万石を博糶するが、内、馬料について大麦がもし不足する場合は秣米稻を以て充代することを許可するようにと言い、さらに博糶においては、斛斗を実有する家に負担力に応じて（随力）勧誘して博糶し、遍く下戸に及ばないようにと、8カ条の意見を呈示したことを述べている。この8カ条の意見の第2項目において浙西4府州での米・馬料の博糶量に言及し、その数量は、[表5：紹興年間浙西米料博糶量]のようになっている。15万石の馬料は、約6,000疋分の給食量に相当する。

收糶された料・草は、長期間保存されることはなく、1年間で消費されることが一般的であった。『宋会要輯稿』食貨40-50・市糶糧草・乾道6年（1170）6月4日の条の中書門下の上言によると、すでに指揮を降し兩浙轉運司をして收糶及び取撥したる馬料共わせて72万3千余石は、三衙等の處に応副せしむ。乾道6年10月1日より乾道7年9月の終わりまでの一歳にて支遣せしめん。並びに収買の馬草3百40余万束は、乾道7年一全年の大軍の支遣に応副せん。今來、正に是れ収刈の時なり、まさに広く儲蓄を行わん。

| 府州名 | 米 | 料 |
|--------------------------------|----------|---------|
| 平江府 | 138,000石 | 37,500石 |
| 秀州 | 110,000 | 37,000 |
| 湖州 | 125,000 | 37,000 |
| 常州 | 127,000 | 37,000 |
| 合計 | 500,000 | 150,000 |
| 『宋会要輯稿』食貨40-15・市糶糧草・紹興3年4月9日の条 | | |

[表5：紹興年間浙西米料博糶量]

とあり、この上言に対する詔に、

呂正己・胡昉をして豊熟の州軍に分下せしめ、官に専委して馬料50万石・馬草3百万束を收糶せしむ。料は稲子・大麦を以てし、草は稲草・乾菱人草を以てし、相兼ねて収買は逐處に就き、沿流に椿管す。合に用うべきの本銭は左藏南庫をして支降せしめん。

とあり、1歳の大軍消費の馬料50万石（約2万疋分）と馬草300万束（約1万2千疋分）の收糶が左藏庫支出の本銭を以て実施されている。このような收糶は、全額収買できるとは限らなかった。『宋会要輯稿』食貨40-51・市糶糧草・乾道7年（1171）2月9日の条の戸部の上言には、昨、指揮を承けて、兩浙轉運司をして得熟の州軍に分扱して馬料50万石を收糶せしめ、内、40万石を起撥して建康府総領所に赴かしむ。今年正月21日の指揮を承けて、権りに住糶を行わしむ。近ごろ本司の申に據り、すでに23万石を糶し到す。外にいまだ糶さざるの数多し。

もし住糶を行えば、竊慮するに軍馬の使用を誤ること有らん。
とあり、すでに糶した数と未だ糶さざる数とを列挙している。その数量を表示したものが、[表6：乾道馬料已糶・未糶表]である。なお、糶買量50万石のうち、秀州に住糶する10万石を除く

| 府州名 | 糶買元額 | 已糶額 | 未糶額 |
|---------------------------------|----------|--------------|--------------|
| 秀州 | 105,000石 | 30,257石7斗 | 74,742石3斗 |
| 平江府 | 105,000 | 20,970・3 | 84,029・7 |
| 常州 | 150,000 | 76,590・5・1升 | 73,409・4・9升 |
| 江陰軍 | 40,000 | 30,000 | 10,000 |
| 鎮江府 | 100,000 | 75,000 | 25,000 |
| 合計 | 500,000石 | 232,818石5斗1升 | 267,181石4斗9升 |
| 『宋会要輯稿』食貨 40-51・市糶糧草・乾道7年2月9日の条 | | | |

[表6：乾道馬料已糶・未糶表]

外の40万石は建康府の総領所に納め訖わんぬるとして許可された。

つぎに馬草の調達について考察する。北宋の首都開封府では、開封府界の諸県に対して民戸の負担力を考えて馬草を拠出させる體量和買法を実施していた。開封府界で調達されていた體量和買草は、負担力に応じて官と民とが相互に合意して馬草を売買する手法であったが、時間的経過の中で次第に官による強制割り付けとなって税負担と同じものとなり、民戸にとって重い負担となっていた。また、開封府界以外の諸州軍においては、草の糶買がしだいに盛行する状況となった^(註10)。南宋においては、北宋の體量和買草に相当する調達法を見出だすことはできない。淮西総領所が置かれた建康府において、府下5県から税賦として集められた本色正草を含む穰草16万7千束があったが、この草量で以ては建康府に配属されている軍馬9,680余疋の必要量224万束には大きく及ばない。従って、建康府以外から補充しなくてはならない。馬草には大別して稻藁の稈草と水生の菱草とがあった。

稈草は稲作地帯から確保しなくてはならない。南宋の稲作中心地帯は、両浙地帯であるが、この地域において大量の稈草を税収として集積していたことを徴することは困難である。馬草用の稈草のほとんどは収買によっていた。『宋会要輯稿』食貨 40-26・市糶糧草・紹興15年(1145)7月21日の条の草料場の上言によると、

行在の百司・諸軍の所管の騾馬の歳計のまさに用うべき馬草は、例に依り申明して収買し応付せん。自余の数目は、去年の例に依り本司の使臣を差し及び見任官を選差して、同に出産の臨安府・湖・秀州の鄉村に往き、見錢を椿朶して私下の価例に依り自ら和議して収買し、及び約束せん。差する所の官がわずかに人戸の草数を投賣するに遇はば、即時に価錢を支還

して阻節し搔擾するを得ず。三司が自ら般發を行うを除くの外、あらゆるその餘の数目は、買草官をして管認して報發せしむ。用うべきの脚剩等の費用は、並びに降す所の本銭内において応付し、さらに州県に干預せざるなり。

とあり、臨安府・湖・秀州などの生産地の郷村人戸から現金即時売買によって馬草を買い付けて、人戸との搔擾（往々にして起こり易い）を惹起しないようにとの配慮をしている。また、『宋会要輯稿』食貨 40-25・市糶糧草・紹興13年（1143）7月1日の条の行在草糧場の上言によると、本場が逐年、諸軍司に支遣する馬草収買上の留意事項2事に関して、

1、今來のあらゆる買草は、欲わくば轉運司をして錢を俵たしめ、均しく出産の去處において収買せしむ。本司に仰せて州県を鈴束し、上件の降すところの錢物をもって、分明に俵散し、少さかも減尅あるを得ず。もし違戻の去處あれば、本司に仰せて按刻して條に依りて施行せん。

1、御馬院・左右驛院に供送し並びに寄養良馬・忠銳・第五將・馳坊等に支し、まさに用うべきの馬草は、近ごろ行在の軍馬を増添するにより数多にして、その用う所の草数は増添すること一倍以上なり。今來、まさに稻禾を收するの際にして、欲わくば本銭26万貫を支降し、兩浙轉運司に下して出産の州軍において年例に依りて買撥す。甚好の馬草は三限に分ちて起撥せん。上限は今年の9月の終わりまで、中限は11月の終わりまで、下限は來年正月の終わりまでとし、すべからず限に依りて数を尽して買撥し、数の足りて行在の軍馬の食用に応付せん。

として認可された。ここでは行在の諸軍馬用の馬草を收糶するに、糶価の支払いを厳正に行うとともに、馬草の買い付けと集荷を兩浙轉運司に命じて、上・中・下の三期に分けて収買し、起撥させている。また長江沿流地域における馬草の收糶に関して、『宋会要輯稿』食貨 40-44・乾道2年（1166）7月1日の条の戸部侍郎方滋の上言によると、今年、川廣より倍多の馬が送致されたので、新馬のための馬草を淮南地方で、新たに追加して収買しなければならないことに関し、

今、新馬は、約度するに、缺の少くして草数は浩翰なり。乞う、淮南轉運司をして本錢を兌那せしめ、官屬を分委して揚州の揚子橋・瓜洲に就きて共わせて50万束を買い、和州及び裕溪口に就きて共わせて50万束を買いしむ。市価に照応して収買し、科敷するを得ず。之を従す。

とあり、揚州地域と和州地域において合計100万束（約4千疋分の馬草量）を收糶している。ちなみに、揚州の揚子橋と瓜洲とは、鎮江府の対岸に位置し、長江と揚州運河との結接点であり、長江の水運で集積した物資や兩浙地方より北運された物資が、揚州運河によってさらに北運（南宋では国境前戦地帯への補給）される一大物資集積地点であった。また、和州は長江沿流の要衝に位置し、裕溪口は蕪湖県の対岸の下流に位置して巢湖から流出する裕溪河が長江に流入する交差点である。いずれの地点も水陸交通の要衝に当たり、長江沿流地域の物資が集散する土地柄で

ある。このような水陸交通の要衝において、新馬に供給すべき馬草を新たに収買したということは、四至八到の周辺諸地域から草・料を初めとする諸物資が集散していたからである。

揚州運河が位置する淮南東路の地域は、低湿地が開け、水生植物が繁茂しやすい地域である。この水生植物を馬草として利用したものが菱草である。『宋会要輯稿』食貨 40-42・乾道 2 年 (1166) 2 月 13 日の条の淮南轉運判官韓元龍の上言によると、

淮東路は、逐年、鎮江諸軍の一半の本色馬草 25 万束を収買して、鎮江府北草場に赴きて交納する。所用の本銭は每束 100 文省であり、計銭するに 2 万 5 千貫文である。兩浙轉運司の兩浙の州軍に分下して支撥・応副するに係る。本司の照応するに、本司の買う所の馬草は、是れ菱草に係るなり。8、9 月の内に収刈し、10 月始め乾す。装發の間、潮水は応ぜず。江を隔て閘を阻し、津發するに艱たり。もし別に措置を行わざれば、竊慮するに遲滞して支遣に悞ること有り。欲わくば瓜洲鎮に場を置きて交受し、鎮江府諸軍をして船をもって江を過ぎりて前來して就支せん。ただ是れ一水のみにして、是に委すれば快便なり。その監官は瓜洲監鎮或いは監閘巡檢をして兼官せしむ。及び本司が先降の指揮に依り、別に一員を差し、同じく収納を共にし、鎮江府北草場に就用せん。

とあり、淮東路において鎮江府諸軍の馬草に応副する水生の菱草を 25 万束 (每束 100 文) を收羅しているが、菱草は 8、9 月に収刈し、10 月に乾燥させた後に装發するのであるが、水位低下によって津發することが困難になってしまう。そこで揚州運河の出入り口である揚州瓜洲鎮に一旦集荷して、鎮江府の諸軍を使って対岸の鎮江府北草場に納付している。菱草は一旦乾燥させて草場へ収納していたのである。ところで、馬草納入には輸送の負担が加わった。『宋会要輯稿』食貨 40-21・市糶糧草・紹興 6 年 (1136) 10 月 7 日の条の右司諫王縉の上言に、

今、聞くに、淮西の大軍の須むる所の菱芻は万数の浩翰なり。ただ價錢の每束数十文を納めて便に就きて買用するもの有り。軍・民は兩々利し、本色をもって之を均する有り。揚・楚・泰州・高郵軍は、菱の陂澗に生ず。採斫すること甚だ易し。而して之を民間に科し、自ら津運せしむるに、監督は峻急にして、雇船は倍費なり。楚より泗に至るに、每束百 4～50 文なり。泰より泗に至るには每束 5～6 百文なり。その餘は遠近を以て差をなす。一州の婦業の民は、寧んぞ幾くばくの戸有らん。開墾は荒穢し、歳収も幾許あらん。遽かに十萬束を課せば、二十萬束に至るなり。力を渴くさんと欲せども、何ぞ出だす所ならんや。自ずから他處へ逃移するを致し、復た失業すること深く、憐憫すべきなり。欲わくば、特に委する所の官をして本軍を計会せしめ、別軍に價錢を納れて便に就て収買するを願うを除くの外、所用の本色は近くに就て処置せしめ、人を雇いて採斫し、之を水次に置き、官船を拘刷し、逐旋して搬運せしめん。もし、廂軍を缺かば、錢米を優與して人を雇いて牽挽せしむれば、流移の人は因りて存濟すべし。その用うべきの錢米もて菱芻を分買し、州軍の均認すれば、貴き所の軍も用に乏しからず、民も亦た安業するなり。

とある。この上言も許可され、提點淮南兩路公事司をして搔擾ないように処置している。この上言によると、水生の菱草を民自身で船運するには草価の倍又は数倍の輸送費が掛かり、その負担苦で民の逃散・失業という搔擾に陥り易かった。この問題点を解消するために、菱草を採斫する人を雇い、草価を支出して収買し、廂軍を動員して（動員できない時は人を雇い）官船で搬送し、馬草の欠乏を防ぎ、人民が安業できるような処置をしている。

5、馬料・馬草の調達における特性

前述において、南宋における主として軍馬の飼料としての馬料と馬草の調達の実態を論じてきた。以上の行論の中でも指摘した若干の問題を踏まえて、馬料・馬草の調達における諸問題について以下に考察する。

馬料・馬草は、農業生産に対して課税された兩税物資として課徴されたり、兩税物資の代納物として折納されたりすることがあったが、兩税物資としての調達額は、必要額を充足できるものではなかった。一度に数十万石、数百万束という単位で調達しなければならない料・草は、集積された物資を買い付けることが確実な調達手法であった。このことが、馬料・馬草の調達において、糧食が市糶・和買されたことと同様に、市糶・収買・博糶されることが盛行する要因であった。北宋・南宋において、穀物を初めとする農産物は、手工業製品と同様に全国的市場形成を実現しており、また市場形成に対応できる生産の発展も見られた^(註11)。市糶・収買による物資調達の手法は、市場経済に立脚して推行できるものであり、市場経済における需要・供給の関係（この関係は、特産物＝希少価値のある物産や物産量の多寡などに左右される）によって物資の売買価格は変動した。特に、国家として必要不可欠な物資の調達においては、市場価格（市価）に依拠しつつ、市価より厚遇した価格設定によって買い付けが実施されることが一般的にみられた。

南宋において、馬料の糶買（買い付け）価格は、一般に1石当たり2貫（緡）であった。紹興28年（1158）に1石当たり1.15貫という糶買価格があるが、この価格は営田夏税の兌糶に対応するものであり、低価抑買であった。乾道7年（1171）には1石当たり1.5貫で糶買しているが、この価格は二麦豊作による市場価格の下落に因っている。また、隆興2年（1164）には1石当たり1貫で折銭して糶買本銭を徴収しているが、この折銭価格は水災時における民の負担を最低限に抑えるために低価で折銭したものであって市場価格を反映したものではない。以上のように、馬料の糶買価格は、1石当たり2貫文の価格設定が市場価格を踏まえたものであった。一方、馬草の価格は、南宋初においては、1束当たり50～60文であり、北宋時代の馬草価格とほぼ同じである。次に、大軍制が成立して以後、馬草の調達が国家の財政支出によって実施されるようになると、草価は1束当たり100文となり、当初額と比較すると倍増し、1束＝100文の草価は安定的

に維持されている。草価は安定しているのであるが、淮南地方での水生の菱草の調達において、自生している草そのものは収刈することは安易であるが、輸送費が掛かり過ぎて倍を越す負担となるので、民戸が負担に耐え兼ねて逃散する状態になるという状況があった。大量に収獲された馬料・馬草の消費地への輸送は（両税正草の納入を除き）、ほとんどの場合、轉運司による公的輸送が一般的であったようであり、人民自身による大量の民運の事例を史料的に見出だせない。

馬料・馬草の収獲・収買において支出された購入資金＝糶本の供給源は多様多種であった。前述した糶本を列挙すると、国家財庫である左藏庫見銭の外に、酒坊息銭、經制添酒銭、会子、權貨務見銭関子、窠名銭などがある。『宋会要輯稿』食貨 40-17・紹興 3 年（1133）4 月 11 日の条によると、

張公濟等また言う、今、約度するに、糶する所の糧米・馬料は、市価上において価を量増し、米 50 万石を糶す。每斗 5 百文省とし計銭するに 250 万貫なり。詔して依るなり。その官告・綾紙は、數内において減ず。勲功・承節郎は各々 20 道、承信郎は 30 道、進義郎は 20 道、合計 27 万貫なり。改めて下項の輕齋を支し、就給す。昨、張公濟が糶本の紬銀等 7 万 7 千貫を拘收す。及び戸部をして椿管の高麗絹の内において 1 万 5 千匹を支し、每匹 6 貫と作す。見在の絹の内より 2 万匹を支し、每匹 5 貫と作す。餘の不足の錢 3 千貫は、すべす銀を以て折支し、兩毎に 2 貫 200 とす。黃叔敖に仰て逐州の數目・品搭に據りて、均給す。並びに 5 日を限りて給降し了る。

とある。ここでは糶本として官告、紬絹、銀などを支出している。また、『宋会要輯稿』食貨 40-32・紹興 30 年（1160）5 月 9 日の条の詔によると、

内藏庫をして銀 10 万兩を降し、戸部に付して兩浙轉運司に下し、時に赴きて馬料の大麥を收糶せよ。

とあり、馬料の糶本として内藏庫の銀を支出している。

大量の馬料・馬草の調達は、收穫期と消費・供給状況とを考慮して、收納期間を上限（9 月末）・中限（11 月末）・下限（翌年 1 月末）などの 3 期に区分して実施されることがあった。また、糶買の対象者は、前引した『宋会要輯稿』食貨 40-15・市糶糧草・紹興 3 年（1133）1 月 9 日の条の戸部尚書黃叔敖の上言において、米 50 万石・料 15 万石を博糶した時、江浙荆湖廣南福建路都轉運司張公濟と兩浙轉運副使梁汝嘉の意見では、

実有穀斛の家の負担力に対応して博糶し、負担力のない下戸に博糶が遍く及ばないように。として、8 カ条の献策をしているが、その第 1 条では、

今來、糧斛の糶買は只だ富實積藏の家よりし、官戸・編戸に拘らざること。

とあり、第 5 条では、

諸州縣の受納官がもし合干人並びに攬納人と容縦し、勸糶の人戸の處において乞取し、もっぱら請託を受けて、偽攬濕惡にして堪えざるの米斛を入中するは、條に依りて没納し入官す。

外に、その覚察及び知情を失するは、前の発運副使宋輝の晝降したる紹興元年7月2日の聖旨に依り、徒2年の罪科に従い、賞錢三百貫文を立て、人の告捉を許す。

とあり、また、第6条においては、

糶する所の斛斗は、今来、逐州の委する所の官をし、各々仰て躬親ずから遍く諸州県に詣りて、守・貳・令佐と共に商議し、米斛を實有藏蓄するの家を采訪し、推排して博糶を勧誘し、貴とする所は貧民・下戸の科配を免がるるを獲ることなり。もし州県官が妄りに辞避し及び施行の減裂し、故に阻遏をなし並びに承受・文移等の事あらば、己に降したる指揮に依り、通判が受納を監視せん。

とある。この上言に基づき詔が出て、張公濟と梁汝嘉とに博糶実施における弊害がないように指示している。これらの意見の目的は、博糶（この時は糧食と馬料の調達）においては米斛を実有し、蓄積・藏蓄する富有戸を対象に実施し、貧民・下戸に科配（強制的割り付け）がないようにすること、受納官と攬納人らとが請託して偽攬濕悪な不良品を納入することをさせないようにすること等々にあった。このことは、貧民・下戸への科配が起こり易く、受納官と攬納人らの不正が横行していたことを暗示している。調達量が浩翰と言われた馬料・馬草の收糶においては、負担力が小さく、また現物の集蓄もない貧民・下戸を対象に実施することはほとんど不可能であり、土地集積を行い、物資の集蓄を行っていた富戸・富民から買い付けるか、商品流通過程で大量な物資売買に従事していた商人（特に穀物商人）から買い付けることが現実的であった。このような富戸・商人から大量な官用物資を買い付ける時、買い付けの実務に当たった官吏・胥人と富戸・商人の代弁者としての役割を担った攬納人（彼等の中には、官吏・胥人の親族・部下、商業行為の仲介者である牙人がいた）との間で請託関係ができ、物資納入に関する不正行為（不良品納入・納入量不足・納期不順など）が起こっていた。一例を挙げると、『景定建康志』巻40・田賦志・咸淳4年（1268）10月の条に、鑄銅斛受納大使馬公（光祖）が苗倉受納の斛が式様と異なる不正品となることの原因に言及し、

病弊は万端にして枚数すべからず。その大指を究むれば、則ち攬戸は城居なり。倉斗も亦た城居なり。或る者は自ら攬戸となり、或る者は身は攬戸にあらざるも、而して子婿・親戚が之となる。事は一家に同じくして、臂指して相い応ず。

とあることにより明らかである。北宋以来、攬納人らが官人と結託して、納税や官庁必要物資の納入、官物輸送などにおいて請負を行うことが盛行し、その弊害が頻発し、防止策が議論されていた。このような官物買い付け・輸送における請負行為を承攬納入＝攬納或いは承攬載運＝攬載と称し、攬納・攬載の請負人を攬戸と言った。このような攬納・攬載は、北宋後半期、特に王安石の新法実施以降において盛行し、その趨勢は南宋に及んでおり、特に糧食と同じように税納し、收糶することがあった馬料・馬草の調達においては、攬納の弊害から逃れることはできなかつたようである^(註12)。

6、おわりに

南宋と金との和平関係の成立は、軍事的緊張関係を伴って維持されており、国防軍団の整備・拡充は不可欠であった。南宋の国防軍団が大軍であり、騎馬軍団を擁する金軍に対抗するためにも、騎軍の編成を充実することが軍事の要であった。騎馬軍団を維持するためには、軍馬の補充・確保^(註13)と共に、飼育用の馬料・馬草の調達を確立しなくてはならなかった。馬料・馬草の調達は、賦税として民戸から納入させることも皆無ではなかったが、首都防衛と国境防衛という騎馬軍団配置の地域的偏りは、大量消費の馬草・馬料を全て賦税によって充足させることは、民戸＝編戸の民に過重な負担を強いることとなり、過重負担に耐え得なくなった民戸の逃散を引き起こし、社会的・経済的基盤の崩壊につながる状況があった。一方、農業生産物を集積していた富農戸や商人らにとっては、集積物資を市場経済に放出する物資流通が全国的規模で形成されていた。このような経済状況下において、馬料・馬草の買い付けである糶買・收糶が、安定的物資調達の手法となったのである。国家は、国家の必要物資の確保を市場経済の場に求め、その買い付け資金＝糶本を多様な財源から確保した。馬料・馬草の大量且つ安定的調達においても市場流通の場に求め、両浙などの生産中心地で糶買を行い、必要物資の調達を推行了のであった。糶買価格は市場価格に依拠しつつ、市場価格にプレミアムを付けて糶買したのであった。糶買によって馬料・馬草の調達が実施されたことは、これらの物資が官（国家）と民間との市場流通物資の一部に組み込まれたことを意味しており、より多くの利益追求のために攬納という不正を共有する結果にもなった。馬料・馬草の調達が、市糶・収買によって実現できたことは、これらの物資が市場流通物資として商品化していたことに外ならないものであった。

[註]

- 1)、高宗は、社稷の危急存亡における非常処置として、輿望によって推戴されて即位した。皇太子であったわけでもなく、上皇徽宗・皇帝欽宗の両者から讓位を委託されたものでもなかった。このことが、高宗即位の名分論を問題とした明受の乱（1129年3月）となった。即ち、近衛軍団である御営前軍統制苗傅と副統制劉正彦とが、3歳になっていた皇長子昪を擁し、太后孟氏の摂政を掲げて、高宗の退位を要求した。高宗はやむを得ず退位して、昪が即位して明受と改元した。しかし、輿望の核であった各地の尊王義軍団が、行在に進攻して苗・劉を捕殺し、翌4月には高宗の復位を実現した。このような即位前後の政治的状况を慮った高宗は、連年、金に通問使を派遣して、徽宗・欽宗以下、二千人に及ぶ宋人の返還を要求した。
- 2)、総領所に関する研究としては、山内正博「南宋総領所設置に関する一考察」（『史学雑誌』第64編第12号）、井出達郎「総領考（1）」（『埼玉大学紀要・教育学部編』第5巻）、内河久平

- 「南宋総領考」(『史潮』第78・79合併号)、川上恭司「南宋の総領所について」(『待兼山論叢』第12号・史学篇)、長井千秋「淮東総領所の機能」(『待兼山論叢』第23号・史学篇)、長井千秋「淮東総領所の財政運営」(『史学雑誌』第101編第7号)、金子泰晴「南宋初期の湖廣総領所と三合同関子」(『史観』第123号)などを参照す。
- 3)、宋代における草の調達に関しては、日野開三郎「北宋時代の所謂『草』について(1)(2)」(『東洋史学』第2輯、第4輯)、拙稿「北宋における修河物資『梢草の調達について』」(『山口大学文学会志』第35巻)、拙稿「宋代における草の調達と商品化について」(川勝 守編『東アジアにおける生産と流通の歴史社会学的研究』所収、1992年12月、中国書店刊)などを参照す。
- 4)、鎮撫使・宣撫使に関する研究は、山内正博「南宋建国期の武将勢力についての一考察—特に張・韓・劉・岳の四武将を中心として—」(『東洋学報』第38巻第3号)、山内正博「南宋鎮撫使考」(『史淵』第64輯)、山内正博「張俊の富平出兵作—武将対策の一環として観たる—」(『東洋史研究』第19巻第1号)など参照す。
- 5)、金と南宋との榷場貿易は、遼と北宋との榷場貿易を基本的には継承した貿易関係であった。この点において、遼と北宋との貿易関係を論じた拙稿「北宋・遼間の貿易と歳贈について」(『史淵』第111輯)を参照す。
- 6)、南宋の大軍に関しては、山内正博「南宋政権の推移」(『岩波講座世界歴史』第9巻、1970年2月、岩波書店刊)、小岩井弘光「南宋初期軍制について」(『集刊東洋学』第28号)、小岩井弘光「南宋大軍倉管見」(『集刊東洋学』第31号)、小岩井弘光「南宋大軍兵士の給与銭米について」(『東洋史研究』第35巻第4号)、小岩井弘光「南宋の生券・熟券制管見」(『集刊東洋学』第62号)、近藤一成「南宋屯軍文書考」(『史観』第1105号)などを参照す。
- 7)、馬料・馬草の日消費・年消費に関しては、(注3)の諸論文を参照す。
- 8)、馬草の市場価格に関しては、(注3)の拙稿を参照す。
- 9)、宋代の穀物生産に関しては、先学の多くの研究成果を得ているが、ここでは代表的研究成果として、中国農業の農作物に関しては、天野元之助『中国農業史研究』(1962年、御茶の水書房刊)を、南宋における稲作の地域性、麦作の奨励と二毛作などについては、周藤吉之『宋代経済史研究』(1962年、東京大学出版会刊)を挙げるに止どめる。
- 10)、北宋の體量和買草に関しては、(注3)の拙稿「宋代における草の調達と商品化について」を参照す。
- 11)、宋代における農業的物資や手工業的物資の特産かと流通に関して、全国的市場が形成されていたことに関しては、斯波義信『宋代商業史研究』(昭和43年、風間書房刊)を参照す。
- 12)、承攬制、攬納、攬載、攬戸などに関しては、拙稿「北宋時代における承攬制について」(『山口大学文学会志』第28巻)、拙稿「宋代における攬納制の展開について」(『東亜経済研

究』第47巻第3,4合併号)などを参照す。

13) 戦馬用の馬匹の補充・確保の手法については、国内における監牧による孳生法、民間からの括馬法、そして辺境において遊牧民からの買馬法などがある。南宋代においては、民間からの括馬法実施の事例は見られず、孳生法と買馬法による馬匹補充が馬政の中心であった。孳生法については、『建炎以来朝野雜記』甲集巻18・孳生監牧の条によると、紹興3年(1133)10月に初めて監牧のための馬監を置き、饒州で官田を牧地にしたが、俄かに廃止した。翌年、臨安府の餘杭・南蕩両監を置き、19年には1監牧 500匹を額とし、牡1匹に牝4匹の割合で孳生した。しかし、歳産の馬の3分の2は斃死する状況であった。この後、鎮江府の軍中で養育させたり、鄂州方面で監牧を設置して孳生に努めたが、10有余年間の実績によると、牝牝馬1000余匹当たりで、年間30匹程度の孳生の成果しか挙げることができなかった。このため、馬匹の補充・確保は辺境の川・秦・廣3地区での買馬法に依存せざるを得なかった。買馬法に関しては、『建炎以来朝野雜記』甲集巻18・川秦買馬及び廣馬、淮馬などの条によると以下のような内容となる。まず、川秦買馬状況は表のようになる。

| 年 代 | 川司買馬額 | 秦司買馬額 | 合 計 | 馬価支払い手段 |
|---|---------|---------|----------|-------------|
| 乾道年間 (1165~1173) | 6,000 匹 | 5,900 匹 | 11,900 匹 | 綱絹 104,000匹 |
| 慶元初め (1195年頃) | 4,896 匹 | 6,120 匹 | 11,016 匹 | 産茶 2,102 萬斤 |
| 嘉泰末 (1204年頃) | 5,196 匹 | 7,798 匹 | 12,994 匹 | |
| 川司：黎・敘・文・長寧・南平5州軍。(慶元初に文州は秦司に分隸し、珍州を加う) 秦司：宕昌寨・峰貼峽。(慶元初に文州を加え3州寨となる) | | | | |
| 博馬綱絹：成都路5万匹、利州路3, 3万匹、潼川路3万匹の綱絹を充てる。 産茶：成都・利州路11州の産茶を充てる。 | | | | |

[表：川司・秦司の買馬額及び馬価支払い手段]

廣西路で買馬した廣馬は、紹興7年(1137)に歳額 2,400匹となったが、実際の買馬数は1,500匹であり、良馬の買馬代金は1頭当たり銀40~6,70両を支払う場合と塩で博買する場合とがあった。また、淮南地域で買馬する淮馬があったが、多くは淮水を越えて盗馬して売りに来るものであった。

以上の買馬は、大別すると戦闘用の戦馬と戦闘には不向きな羈縻馬とがあり、秦司購入の馬が戦馬としては最も優秀であり、廣馬は良馬以外のものは戦馬として使用できるものはなかった。購入した戦馬は、沿江の諸軍に分属され、鎮江府・建康府・荊州・鄂州などの軍には各々 750匹、江州・池州の軍には各々 500匹、殿前司に 2,500匹、馬歩司に各々 1,000匹が補充されている。

多くの買馬は西邊・南邊において実施されたものであり、馬の補充地まで輸送しなくてはならなかった。川秦地方で買馬された輸送（綱運）は、当初、内陸路によっていたが、峻嶺・乱石の悪路のために馬蹄が傷つき斃死するものが多かった。この損失を避けるために船運が行われた。この船運には多くの経費がかかった。『建炎以来朝野雜記』甲集卷18・綱馬水陸路の条によると、每綱3舟（1舟当たり積載馬18匹）、乗組員（稍火夫）120人（1舟当たり稍公34人+火手6人=40人）、上下水往復日程1月半（下り3日+上り42日=45日）、雇食錢900緡（每人の雇錢200、食日錢300）、歳額135綱の総経費は、131,500緡となり、経費負担が莫大なものとなった。このため船運に係わる州県の負担過重となり、船載綱馬は3歳にして廃罷されている。